Academic Foresight



アカデミック・フォーサイト〈一歩先行〈学者の視点〉

日本の監査報告書は、2021年3月期 決算に係る財務諸表の監査から、上場 企業等の監査報告書において「監査上 の主要な検討事項」(KAM) が導入さ れることになった。すでにイギリスでは、 2013年より監査報告書の拡充を図って いる。ドイツにおいても、EUの規範と 国際監査基準(ISA)の監査報告の改 革を背景にして、2016年にKAMの最初 の適用がみられる。イギリスの経験とド イツの最初の対応状況は、日本の監査 報告の実務動向を見通すうえで有用で あると考えられる。本稿は、KAMの報 告に関するイギリスの3年間とドイツの 最初の適用状況の分析の内容をドイツ の研究者の視点から紹介するものであ る。

はじめに

周知のように、2018年7月5日に企業 会計審議会は、「監査基準の改訂に関す る意見書」を公表した。今回の改訂によ り、わが国においても2021年3月期決算 に係る財務諸表の監査から、上場企業 等の監査報告書において「監査上の主 要な検討事項」(Key Audit Matters、 以下KAMという。) ¹を記載することが規 定された。監査報告書の内容の拡充を もたらし、記述の個別化を特徴とする KAMの報告について、すでにイギリスで は、類似の概念を導入して監査報告書 の拡充を図っている。また、EUと国際監 査・保証基準審議会(IAASB)の改革 を背景にして同様の制度的枠組みを導 入したドイツにおいても、2016年に最初の 適用がみられる。イギリスの経験とドイツ の最初の対応の分析は、これから始まる



わが国のKAM報告の動向を見通すにあ たり、きわめて興味深いことであり、報告 実務を帰納的に推論することを可能にす ると考えられる。そこで、本稿は、イギリス の3年間とドイツの最初の適用について、 ドイツの研究者がどのような観点に注目 したかに焦点をあて、その内容を紹介す るものである。したがって以下、まず 2017年のヘンゼルマンとゼーベック (Henselmann/Seebeck)によるイギ リスの分析結果を提示する。それを踏ま えて、ドイツのKAM報告の制度の概要 を示した後、2017年のクナップシュタイン (Knappstein)による最初の適用状況 の分析結果を提示する。最後に、かかる KAM報告の具体的諸相から導かれる 課題を提示しておきたい。

イギリスにおけるKAMの 実態の分析

本節では、早期に導入したイギリスにつ いて、その制度に若干ふれた後、次の5 つの観点からKAMの実態の分析を示 す。すなわち、監査報告書の長さ、KAM の数、監査法人別の比較、産業部門間 の比較および監査報告書の理解しやす さである。その分析方法は、時系列比較 や言語学上の手法を用いた分析等によ る。

イギリスの規制 1

2013年6月において英国財務報告評 議会(FRC)はISA700(UK&Ireland、 以下UK&Iという。)を成立させた。当該 基準は、2012年10月1日以降に始まる事 業年度の財務諸表監査に適用され、適 用範囲は、プレミアム・スタンダードにおけ る上場企業の財務諸表監査である(19A) 項)。当該基準には、まだKAMの概念が 入っておらず、監査人は、同項において記述されている「重要な虚偽表示の最も重要なリスク」について監査報告書において報告するよう求められていた。ここでの分析では、ISA700(UK&I)の「重要な虚偽表示の最も重要なリスク」が対象となるが、これは、ISA701におけるKAMと比較可能な概念であるとして、以下ではKAMを用いている²。

2 KAMの実態の分析

(1) 調査された監査報告書

ヘンゼルマンらの分析 3 は、2012年から2016年までの期間の財務諸表に関するイギリスの1、394の監査報告書を対象にしている。金融部門を除き、ロンドン証券取引所のプレミアム・スタンダードの上場企業に関して、2016年8月1日までの全409社の全調査から、彼らはKAM報告導入前の1年(329)およびその導入後の3年間(1、065)の監査報告書を集めた 4 。全体で1、394の監査報告書のうち、1、065は、ISA700(UK&I)の基準の成立の後(KAM導入後)、作成された(Henselmann /Seebeck [2017]、S.242.)。

(2) 監査報告書の長さ

監査報告書の長さは、監査報告書の 全体の長さを単語の数で測定した結果、 著しく増加している。KAM導入前の最 終年度とその後のKAM導入初年度の 間の監査報告書は、長さがおよそ3倍 (178.98%の増加)になった。また、監査 報告書の長さは、新しい報告義務の導入 後の2年目に増大した。監査報告書全 体の増加(29.48%)は、とりわけKAM報 告に帰すことがきる(48.83%)。そのた め、監査報告書におけるKAM報告の割 合は、導入1年目の34.77%(768/2,209) から導入2年目の39.97%(1143/2,860) へ上昇した。3年目においては、わずか な増加にとどまっており、KAMの段落の 増加は4.72%である。ヘンゼルマンらの

見解は、「全体として、恒常的に増加する 監査報告書の長さは、監査人が拡充され た監査報告書の導入の後に続く年にお いて、KAMを詳しく報告することによっ て、利用者とのコミュニケーションの継続 的な発展を目指していることを指し示し ている」ということである(Henselmann/ Seebeck [2017], S.242.)。

(3) KAMの数

① KAMの相対的な頻度分布

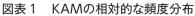
図表1は、全ての企業の1,065の監査報告書におけるKAMの数の相対的頻度の分布を示している。

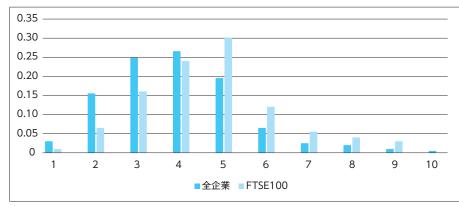
平均値は監査報告書につき3.80個であり、中央値と最頻値は、監査報告書につき4個である。監査報告書の95%が最大6個のKAMを報告している。ヘンゼルマンらは、「この報告の方法は基準の規定に従って、最も重要なリスクに制限していることに合致し、慎重な姿勢により過度なリスク報告は行われていないことを意味している」との見解を示している(Henselmann / Seebeck [2017], S.242-243.)。

また、図表 1 は、比較のためにロンドン 証券取引所のFTSE100種総合株価指数を構成する企業に関するKAMの値を示している。ここでは、報告された個数は著しく多くなる。彼らは、「このインデック スを構成する企業は、規模の大きさと複雑さのため、KAMが特定される基礎となるより多くの重要なリスクが存在している」と推測している(Henselmann/Seebeck [2017], S.243.)。

② KAMの監査法人別の比較

KAMの数を時の経過ならびに監査法 人に従って分類してみると、報告されてい るKAMの数の平均値は、ISA700(UK&I) の導入後の最初の3年間において、全体 として後退している。1年目は、平均して 3.93個のKAMが報告され、2年目は 3.82個であり、そして、3年目に3.65個と なっている。全ての監査法人に関して、 ISA700(UK&I)の導入後の最初の3 年内に平均値は下落するか、または、一 定の水準のままである。ヘンゼルマンらは、 「これは、監査人がKAMの決定に際し て、まずは慎重に行動し、疑わしい場合に はむしろより多くの重要なリスクをKAMと して分類したことを示している」という。さ らに、3年間の平均値において、KPMG は、最も少ないKAM(3.07)を報告し、そ れに反してGrant Thorntonは、最も多 いKAM (4.46)を報告している⁵。これに ついて、彼らは、「監査法人にみられる差 異は、KAMの数が企業のリスクに対して 自動的に帰納的推論を行うことはできな いことを示し、KAMが監査人に関係する





(出所) Henselmann / Seebeck [2017], S.243.

諸要素に影響を受ける」との見解を示し ている。また、「その他の点では、ビッグ4 または非ビッグ4に関して何ら重要な差 異は確認されない」と結論付けている (Henselmann / Seebeck [2017], S.243-244.)

(4) KAMの業種の比較

ヘンゼルマンらは、KAMの数を異なる 33の産業部門で比較をしている。それに よれば、「モバイル・テレコミュニケーショ ン」、「ガス、水道およびマルチユーティリ ティ」ならびに「航空宇宙および防衛」の 領域において、監査人は特に多くのKAM を報告している。これとは対照的に、「代 替エネルギー」、「化学」ならびに「ソフト ウェアおよびコンピュータ・サービス」の 部門は、最も少ない数値を示している。そ

の一部が図表2である。

企業あたりのリスクの数は時の経過に おいて全体として減少している。しかし、 彼らは、「この傾向が、多くのリスクを持つ 業界の企業にはあてはまらない」ことに 注目している(Henselmann/Seebeck [2017], S.244.)。 「モバイル・テレコミュニ ケーション」(4.50から6.00)、「航空宇宙 および防衛」(4.89から5.50)ならびに 「石 油およびガス生産」(3.91から4.46)にみ られるように、KAM報告導入以来、軽微 ではあるが、KAMの数が増加傾向にあ ることを観察することができるのである。

(5) KAMの理解しやすさ

KAMが単なる記号ではなく、意味の ある情報として伝達されるためには、理解 しやすさはきわめて重要である。理解可 能な情報のみが財務諸表の利用者に よって実質的に利用されるのはいうまでも ない。テクストの理解しやすさは、ISA701 をはじめとする監査基準により規定され ている内容上の構成と構造とともに、言 語上の理解しやすさによって影響される。 ヘンゼルマンらはテクストの理解しやすさ を測定するために、言語学上の専門文献 において数量化可能な指数として提案さ れているFog指数をあげている。彼らに よれば、ガニング(Gunning)によって 1952年において開発されたこの指数は、 一般にも、また、会計報告の研究におい ても、広く知られた指数の1つとみなされ ている。Fog指数は、基本的に、その数 値が低いほど、それだけ読み手に対する 要求は少なくなり、よりいっそうテクストの 理解しやすさは高くなる。計算は次の式 によって行われる。

Fog指数=0.4×(1 文ごとの単語の割 合+関係する複雑な単語の 割合)

ここで彼らは、少なくとも3つの音節を 伴う単語を「複雑な単語」とみなしている (Henselmann/Seebeck [2017], S.244.)。

図表 3 によれば、ISA700(UK&I)の 導入に伴い、Fog指数の平均値は低下 し、監査報告書の理解しやすさは明らか に高まったことを示している。この傾向は、 2年目と3年目においても継続している。 全体として、監査報告書は、KAM報告 の導入後の3年目に、平均値が23.51の Fog指数にみられるように、ISA700 (UK&I)の導入前(29.70)に比べて、明 らかに、より理解しやすくなった。ただし、 彼らは次のようにいう。「文章は依然とし て理解が難しい状態にある。他の文書と の比較を行うと、米国の2003年から 2011年の間に作成された年次報告書は Fog指数が18.94である。また、アナリスト

図表 2 産業部門別のKAMの平均個数

部門	1年度	2年度	3年度	平均
モバイル・テレコミュニケーション	4.50	6.50	6.00	5.67
ガス、水道およびマルチユーティリティ	5.67	5.17	5.33	5.39
航空宇宙および防衛	4.89	5.22	5.50	5.19
石油およびガス生産	3.91	4.85	4.46	4.43
—略—				
ソフトウェアおよびコンピュータ・サービス	3.08	3.07	2.59	2.89
化学	3.00	2.63	2.63	2.75
代替エネルギー	3.00	3.00	2.00	2.67
合計	3.93	3.82	3.65	3.80

(出所) Henselmann / Seebeck [2017], S.245.

監査報告書の読みやすさの経年比較 図表 3

期間	Fog指数			
州间	確認の付記全体	KAMの段落		
KAM導入前	29.70	_		
KAM導入1年目	25.07	26.55		
前年に対する減少	15.59%	_		
KAM導入2年目	24.03	24.93		
前年に対する減少	4.15%	6.10%		
KAM導入3年目	23.51	24.52		
前年に対する減少	2.16%	1.64%		

(出所)Henselmann / Seebeck [2017], S.245.

報告書はFog指数が18.71である」と (Henselmann/Seebeck [2017], S.244-245.)。

3 小括

イギリスにおいて、プレミアム・スタンダー ドの上場企業の監査報告書の経験的分 析は、KAM報告に特に注意してみると、 監査人の報告がISA700(UK&I)の導 入後、企業により特有なものになったこと を示している。すなわち、KAMの平均的 な値はわずかに後退したが、全体として、 使用された単語数は継続的に上昇してい る。同時に、報告書の理解しやすさは高 まった。ヘンゼルマンらは、「監査人が自 己の判断により最も重要である事項に焦 点を当てるKAM報告は、リスクの数と記 述および監査人の対応に関して、高い個 性を示している」という。そして、「職業団 体にとって、ISA701の導入に伴って、自ら の監査業務と監査の品質を財務諸表の 利用者により知覚可能にし、それによって 信頼を回復させるチャンスであることが 判明し、イギリスの監査人はすでにチャン スを利用しているように見える」と結論付 けている(Henselmann/Seebeck [2017], S.246.)。

■ ドイツにおけるKAMの実 態の分析

本節では、ドイツの制度に若干ふれた 後、KAMに関して次の4つの観点から KAMの実態の分析を示す。すなわち、 KAMの数、テーマ領域、KAMの選択の 根拠および重要な所見である。

ドイツにおいて決算監査人たる経済監査士の企業外部向けの監査結果の報告は、伝統的に「確認の付記(Bestätigungsvermerk)」という名称が付されている(商法典322条)。そのため、本節でも当該名称を用いる。。

1 EU決算監査人規則とドイツ におけるISAの位置付け

EUのレベルでは、決算監査は「改訂 決算監査人改革指令」および「社会的に 影響度の高い事業体 (Public Interest Entities、以下PIEという。)の決算監査 に適用される決算監査人規則」(EU-APrVOと略称されるため、以下、略称を 用いる。)によって改革された。この2つ の法律公文書は、2014年4月に成立した が、ドイツにおいては、改訂決算監査人改 革指令は、決算監査人改革法(AReG) によって国内法に転換された。また、EU-APrVOの諸規定は加盟国に直接適用 される。これらは、過渡的諸条項および 特例を配慮して、基本的に2016年6月17 日後に始まる事業年度に関して適用され る。つまり、暦年に等しい事業年度の場 合には、2017年以降の適用が意味され る。新設(または改訂された)ISAは、2016 年12月15日以後に終了する事業年度に 適用される。暦年に等しい事業年度の場 合には、ISAはすでに2016年の事業年度 に適用され、そのためEU-APrVOの規制 より 1 年早い適用となった(Henselmann/ Seebeck [2017], S.238.)。

ところで、ドイツはこれまでにも、国際的に指導的基準であるISAを、ドイツ経済監査士協会(Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland、以下IDWという。)により、国内監査基準であるIDW監査基準(Prüfungsstandard)(以下IDW PSという。)に転換して適用してきた。IDWは国際会計士連盟(IFAC)のメンバーとして、その義務に関するステートメントに従いISAを継受または転換する義務を負う。ISA701の転換はIDW PS401「確認の付記における特に重要な事実関係の報告」において行われた。EU-APrVOとIDW PS401に従って、ドイツの決算監査人は、KAMを報告しなけ

ればならないのである(Henselmann/ Seebeck [2017], S.238.) . EU-APrVO とIDW PS401は、暦年に等しい事業年 度の場合、上記のように2017年より適用 となるが、2016年事業年度においてすで に、KAMについての報告を伴う初めて の確認の付記が提出された。これは、ド イツの決算監査がISAを任意に適用して 行われる限り、2016年の事業年度に関す る決算監査に対する確認の付記には KAMについての報告が記載されなけれ ばならないという事情による。そこで、こ こでの目的は、クナップシュタインの2017 年の研究論文に依拠しつつ、ドイツの KAMの報告における最初の洞察を示す ことにある。

2 確認の付記の分析

- (1) 分析の前提
- ① 対象となった確認の付記

2016年事業年度および暦年に等し くない事業年度の企業の場合には、 2015/2016年において、12社のDAX企 業と7社のMDAX企業が、IDWにより 確定されたドイツの正規の決算監査の 諸原則のほかに、コンツェルン(連結)決 算の枠組みの中でISAが補完的に適用 されていた。19の企業のうち、OSRAM Licht AG, Siemens AG, Südzucker AGおよびthyssenkrupp AGの各社 は、暦年ではない事業年度を用いている。 これらの企業の事業年度は、ISAの最初 の適用時点より前に終了しているため、 確認の付記にKAMを含んでいない。そ のため、2016年の事業年度のコンツェル ン決算書に関する監査人の確認の付記 は、残りの15社によって分析される。した がって、ここでの分析は、10社のDAX企 業と5社のMDAX企業が前提となる⁷。

② KAMの記述の内容

KAMの記述は、ISA701の11項に従い、確認の付記の独立した段落で行われ

る。はじめに、最も重要であると判断され た監査上の検討事項が扱われているの であり、これに加えて、全体として、監査 判断の形成の際に顧慮されるのであり、 さらにKAMには特別な監査判断は付与 されないことがはっきりと指摘される。続 いて、ISA701とEU-APrVO8の諸規定 に従って、個々のKAMが詳細にテーマと して扱われる。すなわち、検討事項が記 述され、KAMとしての選択が理由付けら れ、監査人の対応ならびに場合によって は所見が報告される。加えて、コンツェル ン決算書の附属説明書の開示への指摘 がなされる。

(2) 確認の付記の長さ

ドイツにおいて、確認の付記の全体は、 単語を基礎にして、平均1,677語(中央 値1,723語)を含んでおり、頁数は2015年 事業年度において1.86頁(中央値2頁) から2016年事業年度において6.71頁(中 央値6.5頁)となった。図表 4 は、個々の KAMの記述について、単語数を基礎に して、報告の全体、KAMの内容の説明、

理由付けおよび監査人の対応と所見を 一覧表にしている。それによれば、KAM の説明の平均的な範囲は360語(参照 指示と見出しは除く。)であり、「KAMの 内容の説明」ならびに「監査人の対応と 所見 | の記述の大部分から成る。クナッ プシュタインは、「KAMの内容の記述に おいて、主に企業に固有の説明がなされ ていることが、積極的に強調されなけれ ばならない」と指摘している。

(3) KAMの数

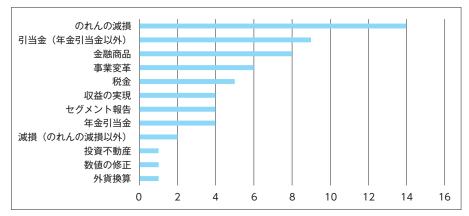
分析された15社の確認の付記のうち 8 社において、4 個のKAMが示された。 また、3社において3個、2社において 2個であった。最も多いのは、Bayer AG とCommerzbank AGの確認の付記 における 7 個のKAMであった。確認の 付記は、平均して3.9個のKAMを含ん でいる。クナップシュタインは、KAMに 対応する報告がすでに2013年以来求め られているイギリスにおけるこれまでの 経験に一致していることに注目している (Knappstein [2017], S.1794.).

個々のKAMの説明の範囲(単語数による。参照指示と見出しは除く。)

全体		KAMの内容の説明		理由付け	監査人の対応と所見	
	土作	企業固有の説明	一般的説明	注田刊り	塩重八の刈心の別元	
平均值	360	122	21	45	171	

(出所) Knappstein [2017], S.1794.9

図表 5 KAMのテーマ領域



(出所) Knappstein [2017], S.1794.

(4) KAMの種類

KAMのテーマ領域として、15社の確 認の付記の14社において、「のれんの減 損」があげられていた。引当金(年金引 当金以外)が2番目に多く9社において 選択されており、金融商品が3番目に多 い8社である10。同様に、税金、収益の 実現および年金引当金ならびに事業変 革に直接関係するテーマ領域からの検 討事項がKAMとされている¹¹。

(5) KAMとして選択した根拠

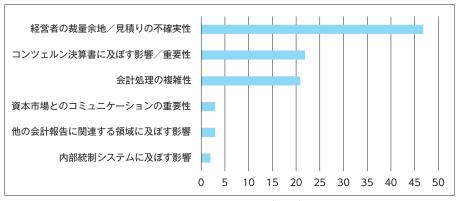
① KAMの根拠の分析

上述のように、図表 5 において、KAM としてあげられた検討事項を観察すると、 多くは複雑な会計処理を伴うテーマが扱 われている。クナップシュタインは、「そこ において行われるべき仮定と決定される べきパラメータは、経営者の裁量の余地 または見積りの不確実性に結び付けられ ていることが重要であり、これは、検討事 項がKAMとして選択された根拠に映し 出されている」と述べている (Knappstein [2017], S.1794.)。それでは、次頁の図表 6をみてみよう。本図表は、検討事項が KAMと選択された理由を6つに分けそ の頻度を集計したものである12。15社の 確認の付記に含まれる全56個のKAM のうち、「経営者の裁量の余地や見積り の不確実性」の存在は、47件あげられて おり、最も多い。これに「コンツェルン決 算書に及ぼす影響 | ならびに [会計処理 の複雑性」が続く。その際、「会計処理 の複雑性」はとりわけ、のれんの減損に 関連付けてあげられており(21件中9 件)、事業変革の会計処理に関係しても 選択されている(21件中4件)13。

② 特別な状況に関連付けた記述

さらにクナップシュタインは、「KAMの 内容の記述において、現在の事業年度 に関する特定の検討事項の重要性の指 摘が提供されていること」に注目している。

図表 6 KAMとして選択された検討事項の根拠



(出所) Knappstein [2017], S.1795.

これについて、クナップシュタインの説明 に従ってみていこう。たとえば、「年金引 当金 | のKAMにおいて、Deutsche Lufthansa AGの場合には、2016年事 業年度において、「客室乗務員の退職年 金制度および過渡的年金制度の協約の 新規制」がなされたことが議論されてい る¹⁴。また、E.ON SEおよびRWE AG の場合の決算監査の確認の付記におい て、「核エネルギーにおける廃棄物に対す る引当金」のKAMに関係して、「核技術 の廃棄物における責任の新秩序に関す る法律」に言及されている15。クナップ シュタインは、2016年事業年度における このような実状の提示は、主に企業個別 に実施される「特別な状況」といえるの であり、かかる状況に直接関連付けた検 討は、「記述が過度に標準化されたり、時 を経て有用性が低下する可能性を最小化 するため」(ISA 701, A44項)、積極的に 評価できるという(Knappstein [2017], S.1795.)。

この点において、クナップシュタインは、 さらに次のように述べている。「2016年 事業年度において「特別な状況」(たとえ ば、上記の年金の新規制)が存在しない 場合、または特別な事実関係(たとえば、 事業変革)が問題となっていないような 場合がしばしばKAMとしてあげられてい ることは注意すべきである」と。そして、「ここには、収益の実現、税金、金融資産、引当金およびのれんの減損といったテーマが含まれる。かかる検討事項は、次の年において、同様の形で存在することが予測され、そのため再度KAMとして特定される可能性があり、また必然的にKAMとして特定されなければならない場合がある」。すなわち、クナップシュタインがいうように、「監査人にとっては、このような事業モデルに固有の標準的なリスクを再度報告する際に、いかに有益な情報を提供するかが重要となる」のである(Knappstein [2017], S.1795.)。

(6) KAMについての所見

さて、EU-APrVOの10条 2 項のCに 準拠して、監査人は、場合によってはKAM に関する重要な所見の記載を検討しなければならない。また、ISA701のA46項に 準拠して、決算監査人は、監査手続の結果または重要な所見を指摘することができる。しかし、このような所見の記載は、クナップシュタインによれば、「特別な監査判断が付与されている」、または「コンツェルン決算書に対する監査判断が疑問視される」といった印象が発生するという(Knappstein [2017], S.1795.)。

ところで、分析された全56個のKAM 全てに対して所見が付されている。この 直接的に手短に述べられた所見は、監査人の対応についての詳述に続いて記載されている。直接的な結論は、一文を伴うのみで、短く保たれているのが通常である。しかし、表現は異なっている。例として、PwCによって行われた「のれんの減損」の2つのケースのうち、Deutsche Lufthansa AGの監査に関する確認の付記において、KAMに対する所見の結論部分として次のように述べられている。

「法定代表者(経営者)によって適用された評価パラメータと仮定は、私たちの予測と一致している。」16

これと、Commerzbank AGの監査 に関する確認の付記の記述は次のように 対比される。

「法定代表者(経営者)によって適用された評価パラメータと採択は、支持できる変動幅の中にある。」¹⁷

また、所見の表現は1つの確認の付記 の中で異なっている。たとえば、Deutsche Post AGの場合には、のれんの減損に ついての仮定とパラメータは、「全体とし て跡付けできる」と述べられている。一 方、年金引当金の評価に関するその指 摘については、これは「十分に記録され ており、理由付けられている」と述べられ ている18。これについて、クナップシュタイ ンは、「選択された表現は、経営者と決算 監査人との対話からの結果であることが 顧慮されなければならないのであり、標 準的で、紋切り型の表現を回避するため に、自己の確認の付記において異なった 表現が選択された結果であると考えるこ とができる」と述べている(Knappstein [2017], S.1796.)。

以上のような肯定的な所見とは別に、明らかに一部批判的な所見を伴う記述の例が、イギリス企業のRolls-Royce Holdings plcの2013年事業年度の監査に関する監査報告書にある。その中

の、「Daimler AGのプットオプションの 評価」において次のように述べられてい

「私たちは、結果として得られた見積り は許容できるものであるが、いささか楽観 的であり、そうでない場合よりも多少少な い負債が記録される結果となったことを 見出した。| ¹⁹

クナップシュタインは、「KPMGは、 ISA700(UK&I)において求められてい なかったにもかかわらず、利用者指向の 観点からかかる記載を決定したのである。 このような、明らかに、批判を言葉で表現 した所見は、ここで分析されたドイツの確 認の付記においては見出すことはできな い」と述べている(Knappstein [2017], S.1796.)

以上みたように、イギリスにおけるプレミ アム・スタンダードの上場企業の監査報 告書の経験的分析は、監査人の報告が ISA700(UK&I)の導入後、企業にとっ てより特有なものになったことを示してい る。ヘンゼルマンらは、KAMの導入が、 監査人にとって、監査の信頼を回復させ るチャンスであるとの積極的な見解を示 していた。しかし、KAMの報告が「将来、 企業固有の報告か、あるいは決まり文句 の報告の方向に甘んじるかし、動向を注 視したいと結んでいる(Henselmann/ Seebeck [2017], S.246.).

また、DAXおよびMDAX企業の決算 監査人の確認の付記を対象にしたクナッ プシュタインの分析は、ドイツにおける KAM報告の最初の適用状況を描き出し たものである。全体として監査報告に関 する変革は、決算書の利用者にコンツェ ルン決算監査に関する企業独自の洞察 を可能にすることが明らかにされている。

もっとも、そのためには、時の経過におい てさらなる利用可能な情報の有用性が 保持されることが前提となる。特に、これ は「事業モデルに特有のスタンダードリ スクに関する報告」にあてはまる。ヘン ゼルマンらと同様にクナップシュタインも 「監査報告の拡充をもたらす諸要求が、 これまでの定型文言証明書の延長とい う結果になることは回避しなければなら ない」と結んでいる(Knappstein [2017], S.1796.)。

のれんの減損を中心とする現代の会 計実務の特質と2008年の経済危機を背 景に登場した新しい構造を有する監査報 告書の今後の展開を注目したい。

<注>

- 1 KAMの定義は、ISA701の8項によ れば、「当年度の財務諸表監査におい て、監査人が職業専門家として最も重要 であると判断した事項 | であり、「監査人 が統治責任者とコミュニケーションを 行った事項から選択する」(日本公認会 計士協会[2017]、3頁)。
- 2 その後、イギリスでは、規制をEUに合 わせてIAASBのISA701の構成に適合 させるため、KAMを採り入れたISA701 (UK) を公表した。2016年6月17日 以降に始まる事業年度より適用されてい る。なお、イギリスにおける適用初年度 の状況はFRC[2015]において分析さ れており、詳細は甲斐[2015]を参照さ れたい。2年度目はFRC[2016]を参 照されたい。
- 3 ここでのヘンゼルマンとゼーベックの 分析は、すでに小松[2018b]において 全体を紹介しているが、ここではドイツ の初回の分析との対比をする必要から、 関係する分析結果と特徴点を抽出して 再録している。
- 4 ここでの分析の詳細は小松[2018b]

を参照されたい。

- 5 ここでの分析の詳細は小松[2018b] を参照されたい。
- 6 本節では、そのほかにもドイツの会計 報告と監査制度の特質を踏まえて、決算 書、コンツェルン決算書、決算監査、監 査判断という用語を用いている。それぞ れ、財務諸表、連結財務諸表、財務諸 表監査、監査意見との対応関係がある。
- 7 DAXは、ドイツを代表する30銘柄で構成される。MDAXはEU規制市場のプライム・スタンダードにて、DAXよりも小規模な50銘柄で構成される。ここでの分析は、以下の10社のDAX企業、すなわち、Bayer AG、Commerzbank AG、Deutsche Post AG、Deutsche Telekom AG、E.ON SE、Linde AG、RWE AG、SAP SEおよびVonovia SEならびに以下の5社のMDAX企業、すなわち、Aareal Bank AG、Brenntag AG、Covestro AG、Evonik Industries AGおよびinnogy SEを対象にしている(Knappstein [2017], S.1793.)。
- 8 EU-APrVOの10条 2 項 (c) において、「決算監査人により最も重要と判断された虚偽表示のリスク」を記述し、その対応および重要な所見についての記載が求められている。
- 9 クナップシュタインは本図にさらに中 央値等の数値を示しているがここでは割 愛した。
- 10 引当金に関連しては、9社のうち、法的リスクの形成に関する引当金(2社)、リストラクチャリングに関する引当金(2社)、核エネルギーの廃棄物処理に関する引当金(2社)、環境に関する引当金(1社)ならびに様々な引当金(2社)となっている。また、金融商品は8社のうち、発行された転換義務のある社債の分類(1社)、債権の回収可能性(3社)、ヘッ

- ジの会計処理(2社)、金融商品全般の 会計処理(2社)である(Knappstein [2017]、S.1794.)。
- 11 クナップシュタインは次のKAMを事業 変革に分類している。Uniper SEの多 数持分の分割と連結の除外(E.ON SE)、 株式公開(innogy SEならびにRWE AG)、ジョイント・ベンチャーの持分の売 却(Deutsche Telekom AG)、非継 続事業Diabetes Careの会計処理 (Bayer AG) および種々の会社の持分 の取得(Brenntag AG) (Knappstein [2017]、S.1794.)。
- 12 KAMの根拠の選択については、検討 事項の記述に引き続いて、詳細に述べら れるが、1つ(59個のKAMのうち26 個)あるいは2つ(59個のうち27個)が あげられる(Knappstein [2017], S.1794-1795.)。
- 13 「会計処理の複雑性」として、そのほかには、収益の認識(21件中3件)、ヘッジ活動(21件中2件)またはIAS39による全般の金融商品の会計処理(21件中2件)ならびに税務上の評価(21件中1件)がある(Knappstein [2017], S.1795.)。
- 14 Deutsche Lufthansa AG [2016], S.171.
- 15 E.ON SE [2016], S.103-104., RWE AG [2016], S.189.
- 16 Deutsche Lufthansa AG [2016] S.172.
- 17 Commerzbank AG [2016] S. 300.
- 18 Deutsche Post AG [2016] S. 173.
- 19 Rolls-Royce Holdings plc [2013] p.130.

<引用:参考文献>

Blöink/Lücke [2014]Die EU-Re-

- form der Abschlussprüfung-IDW Textausgabe, Materialien und Gegenüberstellungen zur EU-Verordnung und -Richtlinie-.
- Henselmann.K./Seebeck.A.[2017]
 Was deutsche Abschluss
 adressaten vom neuen Bestätigungsvermerk erwarten können, Eine empirische Analyse
 von Key Audit Matters in
 Großbritannien, in: WPg 2017
 Heft 5, 237 246.
- IAASB[2015] International Standard on Auditing (ISA) 701 Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report, January 2015.
- Knappstein, J. [2017] Berichterstattung über key audit matters-Erste Einblicke in die Umsetzung der erweiterten Anforderungen an den Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers -, in DB Nr.32,11.08.2017,S.1792-1796.
- FRC [2013]International Standard on Auditing (UK and Ireland) 700 The independent auditor's report on financial statement, June 2013.
- FRC [2015] Extended auditor's reports: A review of experience in the first year, March 2015 (www.frc.org.uk, 参照 2018 年 8 月 1 日).
- FRC [2016] Extended auditor's reports: A further review of experience, January 2016 (www.frc.org.uk, 参照 2018年8月1日). 甲斐幸子[2015] 「監査報告に関する国

際動向4英国財務報告評議会「長文 化した監査報告書:適用初年度の経 験のレビュー」」『会計・監査ジャーナ ル』第27巻第6号、23-31頁。

日本公認会計士協会[2017](仮訳)国 際監査基準701「独立監査人の監査 報告書における監査上の主要な事項 のコミュニケーション」。

小松義明[2018a] 「ドイツにおける監査 報告制度の変革一監査証明書の長 文化に向けて一」『現代監査』No.28、 69-80頁。

小松義明[2018b] [監査上の主要な検 討事項(KAM)の制度と実態―イギリ スとドイツの実務状況の分析を中心に して一」『経営論集』第36号、25-44 頁。

<事業報告書(年次報告書)>

Commerzbank AG [2016]

https://www.commerzbank.de/ media/aktionaere/service/ar chive/konzern/2017/Geschaefts bericht_2016_Konzern_DE.pdf(参 照 2019年 1 月15日)

Deutsche Lufthansa AG [2016] https://investor-relations. lufthansagroup.com/fileadmin/ downloads/de/finanzberichte/ geschaeftsberichte/LH-GB-2016-d.pdf(参照 2019年1月15日) Deutsche Post AG [2016]

https://www.dpdhl.com/con tent/dam/dpdhl/de/investors/ veranstaltungen/hauptversam mlung/2017/DPDHL_Geschaefts bericht_2016.pdf(参照 2019年1月 15日)

E.ON SE [2016]

https://www.eon.com/content/ dam/eon/eon-com/investors/ annual-report/EON_Geschaefts bericht_2016.pdf(参照 2019年1月 15日)

Rolls-Royce Holdings plc [2013] https://www.rolls-royce.com/~/ media/Files/R/Rolls-Royce/ documents/investors/annualreports/rr-full%20annual% 20report--tcm92-55530.pdf(参照 2019年1月15日)

RWE AG [2016]

http://www.equitystory.com/ download/companies/RWE/ Annual%20Reports/DE00070 37129-JA-2016-EQ-D-00.pdf(参照 2019年1月15日)

* 必須研修科目「監査の品質及び 不正リスク対応」研修教材

教材コード

J 0 3 0 4 5 2

→ 研修コード

3 1 9 1

履修単位

1単位